

「万国の津梁」沖縄をめざして

研究会通信

第6号／2016年10月15日
「沖縄・国際物流拠点形成研究会」
(再開港湾研究会)

連絡先／民進党沖縄県連 〒900-0022
那覇市樋川 1-6-12 電話 098-996-5115

《 ご参加の呼びかけ 》

～沖縄の国際物流拠点形成～ 県民シンポジウム

◇とき：10月29日(土)午後2時
(午後1時30分開場)

◇会場：「八汐荘」(末尾の地図参照)
(沖縄県教職員共済会館)
那覇市松尾1丁目6-1
☎098-867-1760

◇主催：沖縄・国際物流拠点形成研究会
〔主宰／齋藤 勁・元衆議院議員
花城正樹・民進党県連代表〕

◇内容：

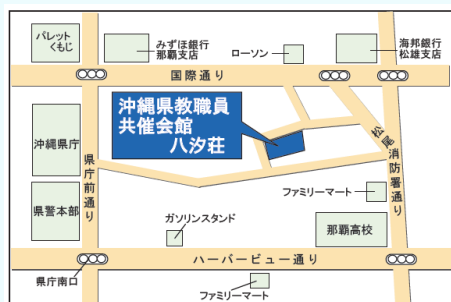
- ①『提言』案のご提案
- ②「パネル・スピーカー」(次の方々)のご意見を受けて全体討論

- ◇村山 盛重 (琉球物流(株) 国際部
国際輸送課専任部長)
- ◇宮城 弘岩 (株)沖縄物産企業連合会長)
- ◇岡田 良 ((一社)沖縄新 IT ビジネス
創出促進協議会専務理事)
- ◇下地 明和 (沖縄県企画部長)
- ◇難波 奨二 (参議院議員・
参議院内閣委員会委員長)
- ③まとめ…今後の方向を確認(『提言』補強)

◇参加申込み：10月21日(金)までに
「参加申込書」をFAXでご送付下さい。
(お名前、企業・団体、所属、ご連絡先)

◇お問い合わせ：本研究会事務局
(民進党県連内・☎098-996-5115)

<会場：八汐荘>



◆ 国会議員勉強会開く ◆

～沖振法などによる課税の特例措置

国際物流拠点産業集積めざす

税制優遇・規制緩和をめぐる～

——沖縄県・内閣府・財務省の説明聴取——

本研究会と難波奨二参議院議員が呼びかけて、10月6日、参議院議員会館会議室で、沖縄振興特措法などに基づく「課税の特例措置」の延長・拡充と、国際物流拠点産業集積地域に進出する企業への税制優遇・規制緩和についての「国会議員勉強会」を開きました。



多くの議員が駆けつけて勉強会で質問相次ぐ
(10月6日早朝、参議院議員会館会議室で)

今回の勉強会には、

- 難波奨二参議院議員
(内閣委員会委員長／本研究会相談役)
- 相原久美子参議院議員 (内閣委員会委員)
- 佐々木隆博衆議院議員
(沖縄・北方問題特別委員会理事)
- 近藤昭一衆議院議員
(沖縄・北方問題特別委員会委員
／本研究会相談役)
- 鈴木克昌衆議院議員
(沖縄・北方問題特別委員会委員長)
- 枝野幸男衆議院議員
(党常任幹事・沖縄担当)
- の各議員が出席。また、代理として
- ◇石橋通宏参議院議員
(沖縄・北方問題特別委員会理事)
- ◇徳永エリ参議院議員
(沖縄・北方問題特別委員会委員)
- ◇小川淳也衆議院議員
(予算委員会委員／本研究会相談役)
- の各秘書に出席していただきました。

勉強会では、本研究会主宰の齋藤勁氏（元衆議院議員・内閣官房副長官）の挨拶のあと、**沖縄県企画部企画調整課・商工労働部企業立地推進課・東京事務所、内閣府沖縄担当部局、財務省主税局税制第三課・関税局関税課**から

- ①平成 29 年度税制改正要望（沖縄県）
 - ②国際物流拠点産業集積地域税制改正（同）
 - ③平成 29 年度沖縄振興税制改正要望(内閣府)
 - ④沖縄関連税制の主な改正内容（財務省）
- についてそれぞれ説明を受けました。

◆沖縄の課税特例措置の延長・拡充を

沖縄では、2012（平成 24）年 3 月（民主党政権時）成立の改正沖縄振興特措法などに基づいて、各種制度における課税の特例措置が講じられています。

その特例措置のほとんどが来年 2017（平成 29）年 3 月末で 5 年間の期限を迎えるため（下記の表参照）、沖縄県は国に対し、期限のさらなる 5 年間延長と拡充を求めています。

内閣府も財務省に、ほぼ同内容を要望し、財務省は、特例措置の適用実績を見て判断するとの考えですが、沖縄振興に欠かせない特例措置であるだけに、来年度の税制改正に向けたこれからの議論に期待が高まっています。

◇各種制度における課税の特例措置と期限

制度名		期限
1 沖縄振興特別措置法		期限
①	観光地形成促進地域	H29.3.31 まで
②	情報通信産業振興地域・特別地区	同上
③	産業高度化・事業革新促進地域	同上
④	国際物流拠点産業集積地域	同上
⑤	経済金融活性化特別地区	同上
⑥	沖縄型特定免除制度	同上
⑦	航空機燃料税の軽減措置	同上
⑧	沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免除	H32.3.31 まで
⑨	離島の旅館業に係る減価償却の特例措置	H29.3.31 まで
2 沖縄復帰特別措置法		期限
①	酒税の軽減措置	H29.5.14 まで
②	揮発油税等の軽減措置	H32.5.14 まで

※赤文字（1 の①～⑦と⑨、2 の①）が平成 29 年度税制改正要望対象。

◆産業集積地域へ進出企業に優遇措置

一方、沖縄の国際物流拠点形成に向けて、企業誘致を促進するための「国際物流拠点産業集積地域」に係る税優遇措置も大きな課題となっています。2012（平成 24）年度の税制改正で沖縄に国際物流拠点産業集積地域制度が創設されました。いわば国際物流経済特

区を設定し、税制優遇などで企業進出の促進を図るものですが、沖縄県は、同年度の税制改正で所得控除 35%を→50%に要望し、結果的には 40%になったものの、投資税額控除や控除上限要件の撤廃など他の諸々の要望についてほとんどが現行のままとりました。

2014（平成 26）年度の税制改正では国際物流拠点産業集積地域の見直しが行われたものの、沖縄の国際物流拠点形成に向けては、もっと思い切った税制優遇・規制緩和つまり本格的な特区制度の創設がまったなしになっているのではないのでしょうか。



沖縄県と内閣府、財務省から要望と現状、問題点の説明を受ける

◆沖縄の措置は大所高所から考えて

質疑では、「特例措置にもかかわらず適用実績が少ないが、使い勝手が悪いということか」との質問に、「活用には黒字化の条件があるなどさまざまな理由が考えられるが、企業からは『税制優遇』に関心が強く、評価されている」として延長の必要性が強調されました。

ただ、税制改正大綱では特例措置の「3 年間の実績を見」、また、「拡充では優遇措置をスクラップ・アンド・ビルトする」とされており、実績など厳しい検証があります。

ただ、議員からは「沖縄県は慎み深いというか、要求に遠慮があるのではないか」との叱咤激励も飛び出し、また、「国際物流において沖縄の地理的優位性を活かすという課題は沖縄県だけでなく国全体にとって重要。沖縄の課税特例措置の延長や国際物流拠点産業集積地域での優遇措置は国全体として考えるべきではないか」との意見が出されました。

財務省からは「沖縄については、もう少し高いところから考える、つまり（国として）沖縄全体をどう持って行くのかという観点が必要ではないか。その措置を予算でやるのか、税制・規制緩和で行うか、全体的、総合的に考え進めていくことが重要だ」「沖縄県側とコミュニケーションを取ってやっていきたい」との考えが示されました。

最後に、難波奨二参議院議員（参院内閣常任委員長）が「沖縄のいっそうの発展をめざして、力を合わせてやっていきたい」と締めくくりました。 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆